令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省元一②)

政策分野名 【施策名】	漁業経営の安定	担当部局名	水産庁 【企画課/水産経営課/漁業保険管理官/防災漁村課】
政策の概要 【 ^{施策の概要} 】	我が国周辺の「身近な自然の恵み」が国民の食生活等において十分活用されるようにしていくことが重要であり、そのためには、漁業経営の安定的な発展を確保すること等により、我が国の水産物の自給力を維持・強化することが不可欠である。この中、漁業経営の安定的な発展を確保するため、 ①浜プランの着実な実施とそれに伴う人材の育成及び水産資源のフル活用 ②漁協系統組織の再編整備等 の施策を行う。	政策評価体系上の 位置付け	水産物の安定供給と水産業の健全な発展
政策に関係する内閣の重要政策	水産基本計画(平成29年4月28日閣議決定) 第2 I 1 浜プランの着実な実施とそれに伴う人材の育成及び水産資源のフル活用 第2 II 2 漁船漁業の安全対策の強化 第2 II 4 漁協系統組織の役割発揮・再編整備等 第2 II 5 融資・信用保証、漁業保険制度等の経営支援の的確な実施 農林水産業・地域の活力創造プラン(平成30年6月1日改訂) III 9. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化 未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定) 第2 I[4] 1.(3) iv)水産業改革 経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定) 第2章 5.(4)①農林水産新時代の構築 規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定) III 3. 水産分野	政策評価 実施予定時期	令和3年8月

施策	₹(1)	浜プラン	の着実な乳	尾施とそれり	こ伴う人材	の育成及	び水産資	源のフル	活用				
	指すべき姿)考え方根拠】	れぞれの	経営に合っ	った施策を済	舌用する等	により、よ	り収益性	の高い漁	業経営を	実現する	目指すとともに ことを目指す。 i立を目指す。	こ、経営として漁業を行う者の大宗が漁業収入安定対策事業に加入しつつ、そ また、漁業経営の体質強化、融資・信用保証等の経営支援施策の的確な実	
] 標① すべき目標】	浜プランの	浜プランの着実な実施										
ョ	定指標	基準値		. 目標値		年度ごとの目標値年度ごとの実績値					指標一	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	IIAC I II IA	至十世	基準 年度		目標年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	計算分類	从之间从少区是空间入6日从户口从中口从一次,少区是少区区	
	各年度の漁業所得 ア 向上目標を達成した 地区の割合		平成27年度	70%	7 T. E.	70%	70%	70%	70%	70%	F=—直	【測定指標の選定理由】 水産基本計画(平成29年4月28日閣議決定)では、浜の活力再生プラン (以下「浜プラン」という。)について、各地域の収入向上とコスト削減の具体 的な対策の実施により漁業所得を5年間で10%以上向上させることを目指す こととされている。 これを踏まえ、浜プランを実践して漁業所得向上に取り組む地区のうち、各 年度の漁業所得向上目標を達成した地区の割合を測定指標として選定し	
ア 向上		68%	平放21年度	70%	各年度	68%	66%	58%			. , , , , ,	た。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 平成27年度の実績値が68%であり、各地区の漁業所得向上目標が毎年度 向上するように設定されていることを踏まえ、70%以上を維持することとし、4 年度の目標値とした。 ※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、実績 評価は、評価時点で把握可能な最新の実績値に基づき実施する。	
		把握の方法		水産庁調	査により把	握。					I		
			合いの 方法								標値(%)×10 上90%未満、	00% Cランク:50%未満	

目標② 【達成すべき目標】	資源管理	•収入安定	対策の推	進							
測定指標	基準値		日堙値	目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
测 化扫标	基準年度		日保胆	目標年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	計算分類	例だ拍信の歴史年田及い自信値(小牛・自信牛皮/の政定の低地
	_	平成22年度	90%	令和4年度	80%	82%	84%	86%	88%		【測定指標の選定理由】 水産資源の持続的利用と漁業経営の安定的な発展を確保することにより、 我が国の水産物の自給力を維持・強化していくため、漁業収入安定対策事 業に加入する者による漁業生産の割合を測定指標とした。
漁業収入安定対策 ア 事業加入漁業者によ る漁業生産の割合					70%	74%	77%				【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 24年度を70%とし、毎年2ポイントの増加を目指すとともに、90%(令和4年度 にすることを目標値とした。
	把握여	の方法	水産庁調	査により把	握。						
			達成率=漁業収入安定対策事業加入漁業者による漁業生産の割合÷目標値(%)×100% A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標③ 【達成すべき目標】	担い手の	確保									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標一	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
MIAL JETA	本 十世	基準 年度		目標 年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	計算分類	两人目标 少 应是是国人员目标他(小牛 目标中度)。 少 政是少国是
	1 967 1	平成22	2 000 1	各年度	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人	F=-直	【測定指標の選定理由】 漁業就業者数は、平成20年の22万人から平成28年には16万人に減少し、 特に45歳未満の漁業就業者数は、平成20年と比較し約9千人減少している。 このような状況の中、漁業を担う人材の円滑な世代交代により、活力ある漁業 生産構造を維持するためには、45歳未満の就業者数を全漁業就業者数の
ア 新規漁業就業者数	1,867人	年度	2,000人	百年 度	1,971人	1,943人	-				1年間を提供する必要があることから新規漁業就業者数を測定指標とした。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 上記理由から、2,000人の若い漁業就業者を確保することを目標値とした。
	把握(の方法	水産庁調						产定。		
		合いの 方法	達成率=当該年度の新規就業者数÷目標値×100% A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

イ 漁船の事故隻数	【 漁船の事故隻数	662隻	平成23 年~平 成27年	587隻未 満	令和2年	632隻未満	617隻未満 532隻	602隻未満 509隻	587隻 未満	-	F↓ 一 直	【測定指標の選定理由】 第10次交通安全基本計画(平成28年度~平成32年度)では、我が国周辺 水域で発生する船舶事故隻数について、第9次交通安全基本計画期間の船 舶事故隻数の年平均(2,256隻)を令和2年(第10次交通安全基本計画の最 終年)までに少なくとも2,000隻未満とすることとされている。 これを踏まえ、我が国周辺水域で発生する船舶事故隻数のうち新たな測定 指標である「漁船の事故隻数」を測定指標として選定した。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 第10次交通安全基本計画期間において、第9次交通安全基本計画期間の 漁船事故隻数(本邦に寄港しない外国籍漁船を除く)の年平均(662隻)を令 和2年までに少なくとも587隻未満とすることを目標とする。 (注)交通安全基本計画期間の船舶事故隻数は、本邦に寄港しない外国籍 船舶を除く。 (注)根拠とする数値は暦年で計上している。		
		把握0	D方法	海上保安庁の公式統計「海難の現状と対策」 に掲載されている漁船事故隻数 (本邦に寄港しない外国籍漁船を含む)から、海上保安庁への聞き取りで得た本邦に寄港しない外国籍漁船を除いた漁船の事故隻数により把握。										
	達成度合いの 判定方法				A(おおむね有効):毎年の目標値未満(漁船の事故隻数が減少した)の場合 B(有効性の向上が必要):毎年の目標値以上であるが、基準値未満の場合 C(有効性に問題):基準値以上の場合									

施策(2)	漁協系統	組織の役割	割発揮•再	編整備等																			
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	漁業協	同組合が今	そ後とも漁業	後とも漁業者の生産活動を支えていけるよう、販売事業の強化、信用事業の健全化・効率化等、組織再編を含む漁協の自主的な経営・事業改革を促進する。																			
目標① 【達成すべき目標】	漁業協同	組合系統(E(注1)等の再編整備																				
						年度	ごとの目	標値															
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの実績値					指標- 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠												
		基準 年度		目標 年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	可并力块													
	0件	平成28年度	9件	令和元年度	1件	4件	9件	_	_	· S↑-差	【測定指標の選定理由】 漁協の組織・事業規模は、総じて零細であり、規模拡大による業務の効率 化が喫緊の課題となっている。このため、広域での漁協合併等により経営基 盤強化を目指している漁協を支援し、県域で定める合併基本方針に基づく 実情に応じた広域での漁協合併を実現させ、漁協の経営基盤を強化するこ とが必要である。 このような中、漁協系統組織は平成29年度からの3年間を「IF経営基盤強												
ア 広域での漁協合併 件数		0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件		(累計)	令和元年度	0件	1件	3件			S↑-差
	把握	の方法	水産庁調	査により把	<u></u> 握。																		
				達成率(%)=(実績値-基準値)÷(目標値-基準値)×100 、プランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満																			

		予算	額計(執行	行額)	元年度	関連す		平成31年度行
	政策手段 (開始年度)		29年度 [百万円]	30年度 [百万円]	当初予算額[百万円]	る指標	政策手段の概要等	政事業 レビュー 事業番 号
(1)	漁業近代化資金融 通法 (昭和44年)	_		<u></u>	_	(1)-②-ア	漁業者等に対し水産業協同組合又は農林中央金庫が行う長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするための措置。 国が利子補給を行うことにより、漁業者等の資本装備の高度化、経営の近代化に寄与する。	-
(2)	中小漁業融資保証 法 (昭和27年)	_	—	— - 	_	(1)-②-ア	中小漁業者等の漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にするための措置。 中小漁業者等に対する債務保証を主たる業務とする漁業信用基金協会の及び独立行政法人農林漁業信用基金がその保証等につき保険を行う制度を確立することにより、中小漁業者等の経営の安定に寄与する。	-
(3)	漁船損害等補償法 (昭和27年)	_	_	_	_	(1)-②-ア	不慮の事故によって漁船や漁船に積んだ漁獲物等が受けた損失及び他の船に衝突するなどの漁船の運航に伴う不慮の事故により漁業者が負担することとなった費用を補償し、漁業経営の安定に資することを目的とする。 これにより、多様な漁業経営の確保・安定に寄与する。	-
(4)	漁業災害補償法 (昭和39年)	_	_	_	_	(1)-②-ア	自然災害又は不慮の事故によって漁獲が減少した場合や漁具や養殖施設等が壊れた場合に、漁業者が受けた損失を補償し、漁業経営の安定に資することを目的とする。 これにより、多様な漁業経営の確保・安定に寄与する。	-
(5)	漁業経営の改善及 び再建整備に関する 特別措置法 (昭和51年)	_	—	_	_	(1)-②-ア	漁業経営の改善、漁業経営の維持が困難な中小漁業者がその漁業経営の再建を図るため緊急に必要とする資金の融通の円滑化等のための措置。 これにより、効率的かつ安定的な漁業経営の育成に寄与する。	-
(6)	国立研究開発法人 水産研究·教育機構 法 (平成13年)	_	_	_	_	(1)-③-ア	国立研究開発法人水産研究・教育機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定め、中長期目標に定める業務を実施する。 水産基本計画等を踏まえ、農林水産大臣の指示した中長期目標の達成のために行う水産に関する技術の向上に寄与するための試験及び研究等並びに水産業を担う人材の育成を図るための水産に関する学理及び技術の教授を行うことにより、農林水産分野における研究・技術開発等に寄与する。	-
(7)	沿岸漁業改善資金 助成法 (昭和54年)	_	_	_	_	(1)-③-ア	沿岸漁業従事者等が自主的に経営の改善等を図ることを促進するため、都道府県が行う無利子貸付事業に対し、政府が必要な助成を行う制度を確立し、もって沿岸漁業の経営の健全な発展等に資することを目的とする。 これにより、担い手の育成及び確保等に寄与する。	-
(8)	遊漁船業の適正化 に関する法律 (平成元年)	_	_	_	_	(1)-③-イ	遊漁船の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資することにより、漁業経営の安定に資することを目的とする。 これにより、遊漁船の海難事故の防止に寄与するとともに、多様な漁業経営の確保・安定に寄与する。	-

_								-
(9)	水産業協同組合法 (昭和23年)	_	_	_	_	(2)-①-ア	漁業者等の協同組織の発達を促進するための措置。 これにより、漁業者等の経済的社会的地位の向上と水産業の生産力の増進に寄与する。	-
(10)	漁業協同組合合併 促進法 (昭和42年)	_	_	_	_	(2)-①-ア	適正な事業経営を行うことのできる漁業協同組合を広範に育成し、漁業に関する協同組織の健全な発展 に資するための措置。 漁業協同組合の合併についての援助等を行うことにより、漁業協同組合の合併の促進に寄与する。	-
(11)	漁業経営セーフ ティーネット構築事 業 (平成22年度) (主)	2,450 (2,447)			200	(1)-②-ア	漁業者・養殖業者と国の拠出により、燃油・配合飼料の価格がそれぞれ一定基準以上に上昇した場合に補塡金を交付する仕組みを継続して実施し、漁業・養殖業経営の安定化を図る。	0276
(12)	漁業信用保証保険 事業 (平成15年度) (主)	716 (547)		651 (631)	-	(1) 2	積極的な設備投資の促進を図るため、保証人を不要とし、担保は漁業関係資産に限る融資を支援するとともに、保証業務を安定的かつ持続的に実施し得る体制を整備するため、漁業信用基金協会の広域合併の取組を支援する。 本事業により、中小漁業者等が資金を調達する際の信用力を補完し、経営展開に必要な資金の融通を円滑にし、漁業経営の安定に寄与する。	0270
(13)	水産金融総合対策 事業 (前年度:漁業経営 金融支援事業) (昭和44年度) (主)	495 (385)		217 (178)	733	(1)-②-ア	漁業者、漁業協同組合等の金利負担の軽減を図る。 また、認定漁業者が借り入れる漁業経営改善支援資金を無担保・無保証人融資とするため、必要額を (株)日本政策金融公庫に出資することで、経営改善計画を達成するために必要な資金の融資推進が図られることにより、漁業経営の安定に寄与する。	0268
(14)	漁船損害等補償制 度関係事業 (昭和27年度) (主)	8,240 (5,074)	. ,	7,743 (5,899)	7,609		不慮の事故によって漁船や漁船に積んだ漁獲物等が受けた損失及び他の船に衝突するなどの漁船の運航に伴う不慮の事故により漁業者が負担することとなった費用等を補償し、漁業経営の安定に資することを目的とする措置。 漁船保険組合が行う漁船保険事業等及び国が行う漁船保険再保険事業等により、漁業者が負担することとなった費用等に関して必要な給付を行うことで、漁業経営の安定に寄与する。	0286
(15)	漁業災害補償制度 関係事業 (昭和42年度) (主)	8,749 (5,544)				(1)-②-ア	自然災害又は不慮の事故によって漁獲が減少した場合や漁具や養殖施設等が壊れた場合に漁業者が受けた損失を補償し、漁業経営の安定に資することを目的とする措置。 漁業共済組合が行う漁業共済事業、全国漁業共済組合連合会が行う漁業再共済事業及び国が行う漁業共済保険事業により、漁業者が受けた損失に関して必要な給付を行うことで、漁業経営の安定に寄与する。	0287
(16)	漁業共済事業実施 費補助金 (昭和39年度) (主)	387 (387)			361	(1)-②-ア	漁業共済団体の事務経費及び常勤職員の人件費の一部を補助する。(漁業災害補償法第195条第3項の規定に基づく補助) 20漁業共済組合に対し、事務経費及び人件費の一部補助を行うとともに、全国漁業共済組合連合会に対し、事務経費の一部補助を行うことにより、事業の健全かつ円滑な運営を図り、漁業経営の安定等に寄与する。	0267

漁業収入安定來 事業 (17) (平成23年度) (主)	策 20,303 (20,303)			n xx4	(1)-②-ア	漁業共済・積立ぷらすの仕組みを活用し、資源管理等の取組を行う漁業者を対象として、漁業者が拠出した積立金と国費(1:3)による資金を全国漁業共済組合連合会に造成して漁業者の収入額が減少した場合に減収補塡を行う(基準収入の原則8割から9割まで積立ぷらすで補塡)とともに、漁業者が支払う漁業共済掛金への補助(平均30%相当)を行う。 漁業者による資源管理等の取組に対する補助として、収入額が減少した場合に減収を補塡することにより、漁業経営の安定を図ることに寄与する。	0277
漁場機能維持管 事業 (18) (平成21年度) (主)	理 4,112 (4,112)			115	(1) @ =	韓国・中国等外国漁船による投棄漁具の回収・処分、外国漁船の影響を受ける漁業者に対する漁業共済掛金の助成、外国漁船による緊急避泊対策、外国漁船の操業状況調査・監視、漁具被害の復旧支援等の外国漁船操業対策に助成を行うことにより、漁業経営の安定の確保に寄与する。北方地域の領海における我が国漁業者の円滑な操業を確保するため、当該海域での操業に要する追加的経費の負担軽減に必要な経費の支援を実施することにより、漁業経営の安定の確保に寄与する。漂流・漂着物の発生源対策の一環として漁業系廃棄物の実態把握及び適正な管理・処理処分法の検討を行うための費用等並びに漁業系廃棄物のリサイクル手法の技術開発及びその成果の普及、現場での実証試験やコンサルティングを行うための費用等について助成する。	0274
漁業構造改革総 対策事業 (平成21年度) (主)	合 5,556 (4,566)	1 '	5,360 (5,360)	5 1110	(1)-①-ア (1)-②-ア	漁業者の新しい操業・生産体制への転換を促進することで漁業の競争力を強化するため、漁協等に対し、 高性能漁船の導入等による収益性向上の実証の取組に必要な経費を支援する。	0273
浜の活力再生・) 促進交付金 (前年度:浜の活 再生交付金) (経営構造改善 標) (平成17年度) (関連:元-20,22	カ 6,946 (6,837)		5,917 (4,978)	5,365	(1)-①-ア (1)-②-ア	水産業生産基盤としての共同利用施設等の整備について支援。 効率的かつ安定的な漁業経営を育成することで、資源管理・漁業所得補償対策加入漁業者の漁業生産 割合の増加に寄与する。	0291
国立研究開発法 水産研究・教育 (21) に要する経費 (平成13年度) (関連:元-10)		, ,		17,332	(1)-③-ア	水産基本計画等を踏まえ、農林水産大臣の指示した中長期目標の達成のために行う水産に関する技術の向上に寄与するための試験及び研究等並びに水産業を担う人材の育成を図るための水産に関する学理及び技術の教授を重点的に実施するため必要な資金を交付及び効率的かつ効果的な研究等を推進する上で必要な施設の整備・改修に要する経費に対する補助を行う。中長期目標の達成に向け、法人が策定した中長期計画及び年度計画を確実に実施することにより、農林水産分野における研究・技術開発等に寄与する。	0192

漁業労働安全確保・ 革新的技術導入支 援事業のうち水産業 革新的技術導入・安 全対策推進事業(前 年度:漁船等環境保 全・安全推進技術開 発事業) (平成21年度) (主、関連:元-12)	41 (37)	51 (50)		14	(1)-③-ア	水産業の安全性の向上に資する新技術の実証試験への支援を実施。 本事業を実施することにより、意欲的な担い手の育成・確保等に寄与する。	0275
水産業改良普及事 (23) 業交付金 (昭和58年度) (主)	69 (69)	69 (69)		69	(1)-③-ア	沿岸漁業等の生産性の向上、漁家経営の改善等のため、水産業改良普及事業の安定的な実施を支援。 水産業普及指導員の普及活動により意欲ある担い手の育成・確保等に寄与する。	0269
福祉対策事業 (24) (平成20年度) (主)	200 (200)	200 (200)		200	(1)-③-ア	漁業者老齢福祉共済事業(通称:漁業者年金)への事務費、漁業者の老後における生活福祉知識の理解を促進する漁業者ライフアドバイザーの養成等を支援。本事業を実施することにより漁業者ライフアドバイザーの活動が促進され、漁業者の生活福祉知識が向上し、それぞれが計画的なライフプランを持ちながら就業することにより漁村が良質な「就業の場」となり、就業希望者が漁業に就業しやすい環境が整い、「新規漁業就業者毎年2,000人の確保」に寄与する。	0272
漁業人材育成総合 支援事業 (平成24年度までの 事業名:漁業就業者 確保・育成対策事 業) (平成24年度) (主)	829 (829)		771 (752)	796		就業希望者が経験ゼロからでも円滑に漁業に就業できるよう、就業準備段階における資金の給付を行うとともに、就業相談会等の開催、漁業現場での長期研修、漁業活動に必要な技術習得等を支援。本事業を実施することにより漁業就業希望者の漁業への就業と定着が図られ、「新規就業者毎年2,000人の確保」に寄与する。	0278
漁業労働安全確保・ 革新的技術導入支 援事業のうち漁船安 全対策推進事業及 び遊漁船安全対策 (26) 推進事業 (前年度:漁業労働 安全確保総合支援 事業) (平成25年度) (主)	16 (16)	15 (15)		15	(1)-③-イ	海難事故の分析やライフジャケット等の選定等を行う漁業労働環境カイゼン対策会議の開催及び漁船の労働災害を防止する計画を作成し実施する「安全推進員」の養成により、漁船事故隻数を減少させることに寄与する。	0280

(27	有害生物漁業被害 防止総合対策事業 (平成27年度) (関連:元-12)	528 (514)		469 (459)	405	(1)-①-ア (1)-②-ア	漁業経営に深刻な影響を及ぼすトド、大型クラゲ等の広域に出現する有害生物に対する漁業被害防止対策の効果的・効率的な実施を総合的に支援。 本事業を実施することにより、これらの有害生物による漁業被害が軽減し、漁業経営の安定に寄与する。	0271
(28	漁協経営基盤強化 対策支援事業 (前年度:漁協経営 基盤強化促進事業) (平成29年度) (主)	_	169 (143)	153 (102)		(2)-①-ア	県域で定める合併基本方針に基づく合併等による効率的な事業改善計画の策定支援、または合併漁協等の立ち上がり時期に必要となる借入金に係る軽減措置を講ずることにより、漁協系統組織の基盤強化に寄与する。	0282
(29	再編整備等推進支 援事業 (平成21年度) (主)	-	-	90 (63)	-	(1)-②-ア	資源管理計画等に基づく漁獲努力量削減の取組が確実に行われるよう、減船等に対する支援を実施。本事業を実施することにより、漁業経営等への影響を緩和しつつ、我が国周辺水域における水産資源の管理及び回復並びに漁業生産構造の再編整備の円滑な推進に寄与する。	0284
(30	新資源管理導入円 滑化等推進事業 (平成30年度) (主)	-	-	1,206 (1,206)	136	(1)-②-ア	資源再建計画等に基づく漁獲努力量削減の取組が確実に行われるよう、減船・休漁等に対する支援を実施し、資源に対し過剰な漁船の円滑な退出を図り、資源の適切な管理及び残存漁業者の収益性を確保することが、資源管理・漁業経営安定対策加入漁業者による漁業生産の割合の増加に寄与する。	0285
(31	漁業安全情報伝達) 迅速化事業 (平成29年度) (主)	-	-	1,654 (1,220)	_	(1)-②-ア	本事業の実施により、日本周辺海域で操業する漁業者の操業継続に対する不安を軽減させ、漁業者の経営安定に寄与する。	0283
(32	水産業成長産業化 沿岸地域創出事業 (平成31年度) (主)	-	-	-	10,008	(1)-①-ア	資源の適切な管理を行いながら収益性の向上を図るためリース方式による漁船・漁具等の導入を支援。 本事業を実施することにより、事業を実施する漁業者の所得向上に寄与する。	新31- 0021
(33	信用保証協会等が 受ける抵当権の設定 登記等の税率の軽 3)減[登録免許税:租 税特別措置法第78 条の3②] (昭和48年度)	<5> (<1>)	<5> (<1>)	<4> (<->)	4	(1)-②-ア	漁業信用基金協会が抵当権を設定した場合の登録免許税の軽減のための措置。 漁業者等の負担を軽減することにより、漁業者等への円滑な資金供給に寄与する。	ı

特定の基金に対する 負担金等の必要経 費算入の特例[所得 税・法人税:租税特 別措置法第28条、第 66条の11、第68条の 95] (昭和50年度)	<0.7> (<->)	<0.7> (<->)	<0.8> (<->)	0.8	(1)-②-ア	長期の事業を行う特定の基金に支出する負担金又は掛金の必要経費又は損金への算入のための措置。 債務保証の弁済能力の充実により、漁業者等への円滑な資金供給に寄与する。	-
輸入農林漁業用A 重油に対する石油石 炭税の免税措置[石 油石炭税:租税特別 措置法第90条の4] (昭和53年度)	〈185〉 (〈87〉)	〈157〉 (〈204〉)	⟨132⟩	⟨132⟩	(1)-②-ア	輸入漁業用A重油に対する石油石炭税の免税措置。 本特例措置を講ずることにより、漁業用A重油に係る税負担が軽減され、漁業経営の安定、水産物の安定 供給に寄与する。	1
国産農林漁業用A 重油に対する石油石 炭税の還付措置[石 油石炭税:租税特別 措置法第90条の6] (平成元年度)	〈2,694〉 (〈2,618〉)		⟨2,576⟩	⟨2,576⟩	(1)-②-ア	国産漁業用A重油に対する石油石炭税相当額を製造業者に還付する。 本特例措置を講ずることにより、漁業用A重油に係る税負担が軽減され、漁業経営の安定、水産物の安定 供給に寄与する。	-
軽油引取税の課税 免除の特例[軽油引 (37) 取税:地方税法附則 第12条の2の7] (平成21年度)		⟨10,742⟩ (⟨10,593 ⟩)	⟨10,593⟩	⟨10,593⟩	(1)-②-ア	漁業用軽油に対する軽油引取税の免税措置。 本特例措置を講ずることにより、船舶の動力源に供する軽油に係る税負担が軽減され、漁業経営の安定、 水産物の安定供給に寄与する。	1
中小企業者等が機 械等を取得した場合 等の特別償却又は 税額の特別控除[所 (38) 得税・法人税:租税 特別措置法第10条 の3、第42条の6、第 68条の11] (平成10年度)	<85> (<62>)	<75> (<67>)	<74> (<51>)	<60>	(2) -①-ア	漁協が設備投資をする場合において、当該設備の取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除の選択適用を行う措置。 漁協等が行う近代化・合理化に向けた設備投資の支援を通じ、水産業の体質強化が図られ、地域経済の活性化及び漁業経営の安定化に寄与する。	-
保険会社等の異常 危険準備金[法人 (39) 税:租税特別措置法 第57条の5、第68条 の55] (昭和29年度)	<53> (<51>)	<54> (<54>)	<54> (<56>)	<59>	(2)-(1)-7	保険会社又は共済事業を行う協同組合の異常危険準備金を対象とし、積立金を損金算入する措置。(積立率は火災共済が掛金額の2.5%、風水害等共済が9%等。) 異常危険準備金の積立金額の損金算入を認めることにより、毎期の収入から計画的に異常損害損失への備えのための内部留保の充実を図られ、漁協系統組織の基盤強化に寄与する。	-

(40)	中小企業等の貸倒 引当金の特例(法人 税:租税特別措置法 第57条の10、第68条 の59) (昭和41年度)	<70> (<118>)	<96> (<63 >)	<95> (<47>)	<76>	(2)-①-ア	中小企業等の貸倒引当金の繰入限度額について、貸倒実績率と法定繰入率の選択適用が認められ、さらに協同組合等はその10%割増しを行う措置。 漁協等の貸倒リスクへの対応力を維持・強化することにより、漁協経営の安定が図られ、漁協系統組織の基盤強化に寄与する。
(41)	農林中央金庫等の 合併に係る課税の特 例(法人税:租税特 別措置法第68条の 2) (平成13年度)	<29> (<0>)	<26> (<0>)	<321> (<0>)	<1,359>	(2)-①-ア	漁協が一定の要件を満たした合併を行う場合には適格合併とみなし、資産の簿価引継や欠損金の損金算入を行う措置。 一漁協合併が促進され、漁協系統組織の基盤強化に寄与する。
(42)	特定中小企業者等 が経営改善設備を 取得した場合の特別 償却又は法人税額 等の特別控除(商 業・サービス業・農林 水産業活性化税制) [所得税・法人税:租 税特別措置法第10 条の5の2、第42条の 12の3、第68条の15 の4] (平成25年度)	<15> (<13>)	<12> (<13>)	<13> (<0>)	<8>		青色申告書を提出する漁業者等で、漁業協同組合等から経営改善に関する指導及び助言を受けたものが、その指導及び助言を受けて行う店舗の改修等に伴い、建物附属設備(1台60万円以上)又は器具・備品(1台30万円以上)を取得した場合に、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用できる特例措置。 漁業者等が行う水産物等の品質の向上や高付加価値化、生産コストの低減等に資する設備の導入・更新が促進されるとともに、事務負担の軽減、業務改善等に向けた設備やシステムの導入が図られ、消費税を円滑かつ適正に転嫁できる環境が整備されることで、漁業者等の経営の安定化・活性化に寄与する。
政策の予算額[百万円]		 <>	57,291 <5,400>	54,155 <6,770>	43,238 <5,365>		
政策の執行額[百万円]		 <>	84,488 <4,175>				

移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

政策手段(開始年度)		予算額計(執行額)						平成31	
			29年度 [百万円]	30年度 [百万円]	元年度 当初予算額 [百万円]	関連す る 指標	政策手段の概要等	年度行政事業レビュー事業番号	
	(1)	【参考:復興庁より】 共同利用漁船等復 旧支援対策事業 (平成24年度)	620 (434)			116	-	本事業は、東日本大震災で被災した漁業者の経営再建に必要な漁船の導入を支援するものであり、被災地の漁業経営の安定に寄与する。	復一0114
	(2)	【参考:復興庁より】 漁業者・漁協等への 無利子・無担保・無 保証人融資事業 (平成24年度)	4559 (3,991)			1,704	-	被災漁業者等を対象とした災害復旧関係資金について、実質無利子化、無担保・無保証人化措置を講じることは、漁業経営の安定及び水産物の安定供給と水産業の健全な発展に資するものである。	復一0115
	(3)	【参考:復興庁より】 漁業経営体質強化 機器設備導入支援 事業 (平成24年度)	232 (168)		Ξ	105	-	本事業は、東日本大震災で被災した漁業者の効率的な操業の再建に必要な省エネ機器設備の導入を支援するものであり、被災地の漁業経営の安定に資するものである。	復一0116
	(4)	【参考:環境省より】 地球環境保全試験 研究費 (平成13年度)	3.1 (2.8)			5.6	-	地球温暖化問題の解決に資する科学的知見の集積を通じ、農林水産分野における研究・技術開発等に寄与する。	環-0096

- (注1)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。
- (注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。 また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。
- (注3)政策の予算額及び政策の執行額について、複数政策に関連する予算については、<>外書きで記載している。
- (注4)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

参考資料

1. 用語解説

	水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)に基づき設立された漁業協同組合並びに都道府県段階及び全国段階等の連合会に至る協同組織。単に「漁業協同組合」という場合は「沿海地区漁業協同組合(沿海地区漁協)」を指す。
注	協同組合」という場合は「沿海地区漁業協同組合(沿海地区漁協)」を指す。